重点番号39:都市計画の軽易な変更の見直し(国土交通省)

重点番号40:町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(国土交通省)

# Ш

平成27年10月15日国十交涌省都市局

## 都市計画の軽易な変更の見直し(1)

【「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)の内容】

市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実 熊や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

(2)指定都市の軽易な変更の拡大に関する

<前回(昨年12月)の実態等調査の結果>

- 1. 意向調査(対象:47都道府県)
- O28団体(60%)が「市町村の軽易な変更の見直し を行うことが望ましい」との意向(右図(1))。

また、35団体(75%)が「手続の期間短縮・事務負担の軽減」等のメリットがあると回答。一方、28団体(60%)が「広域的な観点からの調整ができなくなる」等のデメリットがあると回答。

- 〇また、指定都市の軽易な変更の見直しについて、 指定都市を含む15道府県のうち10団体(67%) が「現状のままが望ましい」との意向(右図(2))。
- 2. 都市計画変更実態調査
- (対象:47都道府県、都市計画区域内1352市町村)
- 〇市町村による都市計画の変更に係る協議案件のうち、都道府県が変更する場合に軽易な変更が変められている都市計画の類型に該当する案件をみると、件数では道路と公園が太宗を占める(右図(3))。

(1)市町村の軽易な変更の 見直しに関する意向 (6.4%) (23.4%) (217) (317) (217) (36.2%)

- ①現状のままが望ましい
- ②範囲の見直しを行うことが望ましい (都道府県による変更並みとする)
- ③範囲の見直しを行うことが望ましい(都道府県に認められる事項の範囲内で検討される必要がある) A)どちらでもよい
- - <u>④どちらでもよい</u> (3)市町村による都市計画変更に係る協議実積※(平成23年度~25年度)
- ※都道府県による都市計画変更で軽易な変更が定められている類型ごとに、国土交通大臣協議(指定都市) 又は都道府県知事協議(その他の市町村)の案件数を調査

(1号)     (2号)     (3号)     道(4号)     (5       (市計画法施行規則 条の都市計画の種 に該当 ち同条各号の軽易     28     58     898     9       に該当 か面に該当     4     0     118     4		区域区少	<b>岩域</b> 地域	道路	都市高速鉄	脱洲	- 綠地	三三三	一団地の官公
市計画法施行規則     28     58     898       に該当     50     118	_)	1号)	(2号)	(3号)	4	(5号)	(6号)	(2号)	庁施設(8号)
ち同条各号の軽易 本軍に該当 4 0 118	計画法施行規 の都市計画の 該当	28	58	868	6	0	345	0	0
5	同条各号の軽 :更に該当	4	0	118	4	0	102	0	0

## 都市計画の軽易な変更の見直し(2)

# <前回(昨年12月)の実態等調査の結果>※前頁のものを再掲

(1)市町村の軽易な変更の見直しに関する意向(対象:47都道府県)

(2)指定都市の軽易な変更の拡大に関する指定都市を含む道府県

の意向 (対象:15道府県)

16回体 ①現状のままが望ましい

③範囲の見直しを行うことが望ましい の範囲内で検討される必要がある。

①現状のままが望ましい

(都道府県に認められる事項の2団体 ③範囲の見直しを行うことが望ましい 範囲内で検討される必要がある。)

10回体

上記の回答をした都道府県のうち、 重複する団体を除いた29団体に再度アンケート調査を実施

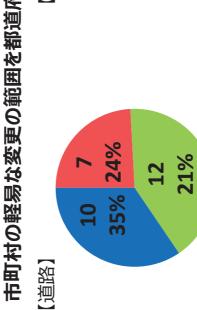
(都道府県に認められる事項) : 11回体

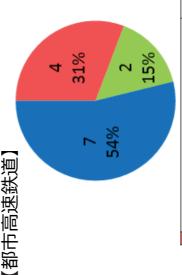
## <今回実施した29団体(※)への再アンケート結果>

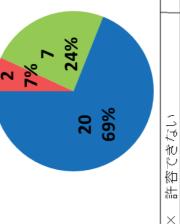
※都市高速鉄道については、29団体のうち指定都市を有する13団体が対象

### 市町村の軽易な変更の範囲を都道府県と同じにすることについて許容できるか 謳

【公園·緑地】







				ı
7(24%)	12(41%)	10(35%)	29(100%)	
× 許容できない	△ 一部変更すれば許容できる	<ul><li>ひ 許容できる</li></ul>	 	

計谷できない 一部変更すれば許容できる 許容できる 合計	4(31%)	, 2(15%)	7(54%	13(100%)	
	× 許容できない	△ 一部変更すれば許容できる		合計	

विविव

上記「許容できない」とする団体に対しヒアリングを実施の上、意向を再度確認。その際、全ての団体が「具体的な支障が生じ ないよう措置されるのであれば許容する」旨を回答。

都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする。 <u> 「道路」、「都市高速鉄道」及び「公園・緑地」に関する都市計画の変更について、具体の支障が生じる場合を除き、</u>

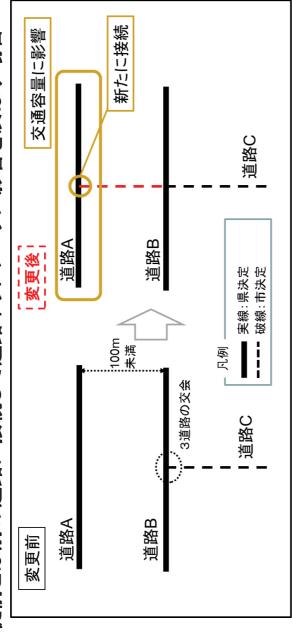
### $\alpha$

道路Bとの不整合

## 都市計画の軽易な変更の見直し(3)

### く道路に係る支障事例>

①従前とは別の道路に接続して道路ネットワークに影響を及ぼす場合



定)まで延長することにより、新たな道路ネットワークが形成され、道路

A(県決定)で想定していた交通容

量を超過する可能性がある。

道路B(県決定)と三叉路で接続す る道路C(市決定)を、道路A(県決 | 道路B(県決定)と三叉路で接続する道路A(市決定)を、線形変更することにより、道路Aと道路Bの都市計画の区域が重複し、道路B(県決定)の隅切りなど道路の構造に不整合

が生じる可能性がある。。

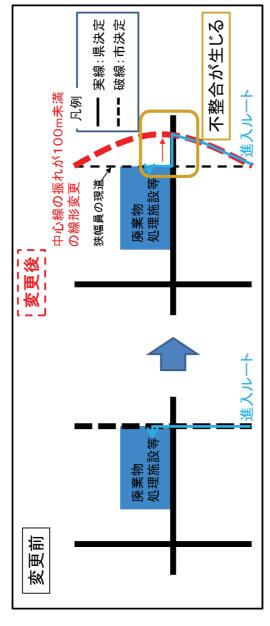
②都道府県又は他の市町村が決定した都市計画道路の変更が生じる場合 都市計画道路区域 が重複する可能性 中心線の振れが100m未満 道路A(市決定) の線形変更 変更後| 道路日 ( 県決定) 道路A(市決定) 変更前 道路日 ( 県決定)

### ∀

## 都市計画の軽易な変更の見直し(4)

### く道路に係る支障事例>

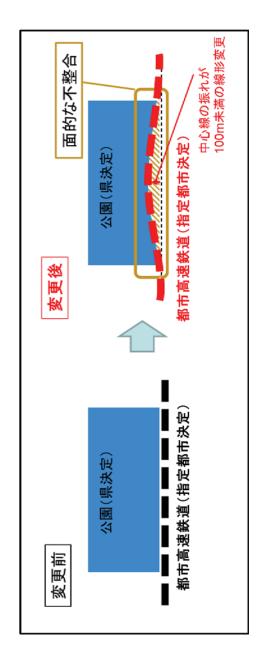
③都道府県が決定した道路以外の都市施設に関する都市計画と不整合が生じる場合



道路(市決定)の線形変更により、搬出入のための道路が整備されることを前提にその立地が計画されていた都市施設(廃棄物処理施設等)について、進入ルートが十分に確保できず、都市計画に不整合が生じる可能性がある。

### <都市高速鉄道に係る支障事例>

・他の都市施設に関する都市計画の区域との不整合が生じる場合



都市高速鉄道(指定都市決定)を線下変更することにより、都市高速鉄道(指定都市決定)と公園(県決定)の都市計画の区域が重複し、都市計画に不整合が生じる可能性がある。

## 都市計画の軽易な変更の見直し(5)

### 【対応方針】

- 〇 市町村が変更を行う、「道路」、「都市高速鉄道」及び「公園・緑地」に関する都市計画に関する軽易な変更の範囲については、<u>都道府県の軽易な変更の範囲と同様</u>のものとする。
- ただし、市町村の軽易な変更により<u>他の都市計画に支障を来さない</u>よう、例えば、道路に関する都市計画に しいては、
- ・従前とは別の道路に接続して道路ネットワークに影響を及ぼす場合
- -都道府県又は他の市町村が決定した都市計画道路の変更が生じる場合
- など、当該変更により具体的な支障が生じる場合については、都道府県協議の対象とするよう法令において 都道府県が決定した道路以外の都市施設に関する都市計画との不整合が生じる場合 措置することとする。(「都市高速鉄道」及び「公園・緑地」についても同様に措置。)
- これらの対応方針の実施にあたっては、<br />
  <br />

### 9

## 同意の廃止がもたらす影響(A市の事例

### 【数鄰】

H25.12 A市が河川改修に合わせて市道の橋梁架け替え事業を検討。

市が橋梁部の都市計画案を策定。 橋梁架け替え事業を実施するため、 H26.7

市と県とで都市計画の変更について協議。 H26.8

連続した道路ネットワークとして位置付けるよう見直しの要請。 橋梁の先の幹線街路に接続する都市計画道路に変更し、 帰は、 H26.9

延長すべきと された区間 市の計画案 (橋梁部のみ)

Sal S @Z 

高規格の道路が、

生活道路と接続するようになる。

○橋梁部分だけの都市計画では、

く見直し要請の概要>

**路ネットワーク形成**のため、幹線道路を補助する道路 (補助幹線道路) として橋梁の先にある幹線街路まで •**都市交通マスタープラン**に位置付けられた連続した**道** 接続する都市計画道路に変更して決定すべき。



原案通り橋梁 市は県の指摘を考慮に入れず、

吧

1

Sile.

(B)

部分のみの都市計画手続を進めた。

市の都市計画審議会において、「道路ネットワークが形成されない」「渋滞・事故増加等周辺生活道路 への悪影響がある」等の指摘があり、市は**原案どおりの都市計画決定をしつつ**も、**延長区間の都市計画** を策定することを市は約束。 H26.9

都道府県との調整が十分になされず、広域的な視点 を無視した都市計画が定められるおそれが高い。 ○市の同意を廃止したことによって

# 同意の廃止がもたらす影響(市の事例②)

### 市の都市計画案

### 県の指摘事項

### 協議結果

事例 1

市街化区域に隣接しない 商業施設の立地を可能と 市街化調整区域内に する地区計画を策定。

県のマスタープランにおいて、コンパクトシティ を目指す旨記載されていること、周辺市町 が開発を抑制するよう求めていたことから、 計画を撤回するよう求めた。

原案通り都市計画決定が 行われた。

原案通り都市計画決定が

行われた。

土地利用を目指しているため、商業利用 可能な準工業地域への変更をやめるよう 求めた。

地域の変更を行う都市計

画を策定。

県のマスタープランにおいて、工業地としての

都市計画道路の廃止を行 う都市計画を策定。

事例3

複数市にまたがる道路であり、周辺に代替 道路もないことから、広域的ネットワークの 観点から廃止を再考するよう求める。

廃止の方向で協議が進行 中

○市について同意を廃止したことにより、都道府県との調整が十分になされず、県の都市 計画との適合や広域的な視点を無視した都市計画が定められるおそれが生じている。

事例2

商業施設等の立地を前提 として、工業専用地域を準 工業地域に変更する用途

# 同意の廃止がもたらす影響(市の事例③)

# く協議における市の姿勢の変化>※前回調査の結果を再度整理

- (指摘事項への対応状況、協議の熟度など) の変化について、 ○市の同意廃止前後で、市側の協議に対する姿勢 前回、実態調査を実施。
- ○10都道府県(21%)が、市の協議に対する姿勢に変化があったと回答している。

### 〈具体例〉

○市がスケジュールを優先し、協議に十分な時間をかけなくなった。

市から初めて説明を受ける段階で既に住民向け説明会を終えていることや、案の公告・縦覧を開始していることがあった。

標準協議期間の半分程度での協議を求めた市から「都市計画決定は、政策に基づき行っているため県の回答如何に関わらず、 スケジュールは変更しない」旨発言があり、実際に協議スケジュールは変更されず、県は十分な協議・指摘ができなかった。

○県の指摘に対し誠実に対応しなくなった。

・市が、「同意ではなく、協議だから」といって、県の指摘に十分回答しなくなった。

・意見を付した場合でも、意見についての回答が得られないことがある。

○市に対する同意を廃止したことで協議における市の姿勢の変化が少なからず生じている。

# 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止

### [対応方針]

- 制に変化が認められるか確認する必要があるが、市と町村全体の職員数や都市計画決定件数について比較したとこ ○ 第1次勧告を受けて制度を見直した平成23年の法制上の説明ぶりに照らすと、現時点において、町村の執行体 ろ、平成25年度においても、前回同様、引き続き大きな差が認められた。
- また、都道府県の意向調査では、多くの都道府県(15団体)から、「同意は存置すべき」との意向が示され、市と の協議の実態については、「同意」が廃止されたことによる具体的な支障の発生や協議姿勢の悪化を挙げた都道府 県が多数あった。
- さらに、本年8月28日に開催された提案募集検討専門部会において、全国知事会は「町村同意廃止については、 都道府県の中でも意見が割れており慎重とも推進とも言えない」と述べており、昨年度の「同意を廃止してよい」とした 見解とは異なっている。
- 時間が経っていないことも踏まえると、当面は、こうした市と都道府県との協議の実態について引き続き注視する必要が こうしたことから、町村の都市計画に係る都道府県同意を廃止することは困難であり、平成23年の制度見直しから